

資料 野田市手話言語条例（案）について

1 条例を制定する目的

平成18年12月に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約には、「手話が言語」であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法においても、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と、「手話が言語」であることが明記されました。

また、平成28年6月に千葉県が制定した「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」における市町村の役割は、「市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする」と規定されたことから、本市では、具体的な支援方法等の環境整備を進めることが必要であると考え支援施策の拡充を図ってまいりました。

しかしながら、手話が言語であることについて、今以上に市民等の理解を深め、普及の促進を図る必要があると考えています。

つきましては、手話言語条例を制定し、手話を言語として明確に位置付け、手話の普及の促進に関する施策を推進することにより、共生社会の実現を目指そうとするものです。

2 条例の内容

【前文】

手話は、言語であり、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものである。

手話を必要とする者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまでは手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことなどから、手話を必要とする者は、必要な情報を得ることや手話を必要とする者以外の者との意思疎通を図ることも難しく、日常生活や社会生活の中で不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約において手話が言語であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、いまだに地域社会において手話が言語であるということの理解の深まりを感じる状況に至っていない。

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指し、この条例を制定する。

《説明等》

前文として、本条例の制定に至る背景等を表すものです。

- 1 手話は、日本語などと同じように言語であるとの認識を表しています。
- 2 「手話を必要とする者」については、手話を言語として日常生活や社会生活を営んでいる全ての者をいい、お互いを理解し合い、文化の発展のため手話を育んできたことを表しています。
- 3 手話は、言語として認められてこなかったことから、手話を必要とする者が日常生活や社会生活の中で不便や不安を感じながら生活をしてきた歴史があることを表しています。
- 4 ① 平成18年12月に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約第2条では、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として認められました。
② 国においても、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思

疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と、手話が言語として規定されました。

- ③ その後、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）が成立しました。
- ④ 千葉県でも「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第49号）」が制定されました。
- ⑤ このような進捗はあるものの、手話が言語であるということの理解が進んでいない状況であると感じていることから、条例を制定することにより、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指すこととしたことを表しています。

<国等の経過>

平成18年 国際連合総会にて「障害者の権利に関する条約」を採択

第2条（定義）

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
（以下略）

平成23年 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

平成28年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

<千葉県経過>

平成28年 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例の施行

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

<野田市の経過>

平成26年 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を国へ提出

平成26年6月議会

請願第1号 手話言語法制定に向けて意見書の提出を求める請願

⇒【採択】

発議第8号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書について

⇒【原案可決】

平成29年 全国手話言語市区長会に加入

【目的】

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進し、もって障がいの有無にかかわらず共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

《説明等》

本条は、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めるものです。なお、「市民等」には、事業者を含みます。

【基本理念】

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

《説明等》

本条は、手話に関する基本理念を定めるものです。

手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、様々な方々が相互に尊重し合うことを基本に手話に対する理解及び手話の普及の促進を行うこととしています。

前文においても示すとおり、手話は、物の名称や自らの意思を、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するもので、音声言語と同様に一つの言語です。

障害者の権利に関する条約第2条において、手話は言語であると定義され、障害者基本法第3条では、言語には手話を含むと明記されています。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、行政機関や事業所を対象に障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務付けられました。

このような状況の中で、全ての者が共に支え合う共生社会の実現のために助け合うことが求められています。

【市の責務】

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「手話普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

《説明等》

本条は、市の責務を定めるものです。

市に対し、基本理念にのっとり、手話に関する施策を講ずる責務を課しています。

施策を講ずるに当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を始めとする法令等を遵守するとともに、国、県、他市その他関係団体との連携を図ります。

現在、このような施策として市が実施しているものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に位置付けられている地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業として、市窓口への手話通訳者の配置、必要な場所への手話通訳者の派遣、及び手話奉仕員養成研修事業があります。

＜障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律＞

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例>

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければならない。

2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めなければならない。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

【市民等の役割】

第4条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する手話普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

《説明等》

本条は、市民等の役割を定めるものです。

市民等に対して、この条例への理解を深めること及び手話に関する市の施策に協力することを求めています。

なお、本条例において事業者は、市民等に含まれます。

＜千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例＞

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話等を使用する者は、基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、聴覚障害者に対してサービスを提供するとき又は聴覚障害者を雇用するときは、手話等の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

【県との連携】

第5条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

《説明等》

本条は、県との連携について定めるものです。

千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第4条では、県の責務として手話等の普及の促進に当たって市町村等との連携を規定し、同条例第5条では、市町村の役割として県との連携等を規定していることから、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策を講ずるに当たっては、県との連携を図るよう努めます。

なお、県だけでなく、国、他市その他関係団体との連携も図りますが、本条では、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例を制定している県との連携を特に規定するものです。

<千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例>

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければならない。

2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めなければならない。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

【施策の策定及び推進】

第6条 市は、手話普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
- (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
- (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
- (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

《説明等》

本条は、市の責務として取り組む施策の実効性を確保するため、条例の基本理念にのっとり、具体的な施策を策定した上で、手話に関する施策を総合的に推進することを定めるものです。

施策の推進に当たっては、必要に応じて手話を必要とする当事者団体及び当事者を支援する団体の協力を求めて実施していきたいと考えています。

また、施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から直接意見を聴くとともに、野田市障がい者基本計画推進協議会及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴き、これらの意見を反映させてまいりたいと考えています。

<施策の案> 想定される事業

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るための施策
⇒ 手話普及啓発物資（学校用、一般市民用及び事業所用）の配布
- (2) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
⇒ 学校への出前授業及び公民館での地域に密着した講座
- (3) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
⇒ タブレットを活用した遠隔手話通訳サービス
- (4) 手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充を図る施策
⇒ 全国手話検定試験及び手話技能検定受験料の助成
⇒ 手話奉仕員養成講座

- ⇒ 職員向け手話研修
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- ⇒ 現在のところはなし。

【財政措置】

第7条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

本条は、本条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずる努力義務を定めるものです。

前条第1項の施策を実施するためには、予算が必要となりますが、予算の措置については、地方自治法第2条第14項にのっとり、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の内容や効果の見込みを検討し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

<地方自治法>

第2条（略）

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

【委任】

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

《説明等》

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を定める必要が生じた場合には、市長が別に定めることを規定するものです。